



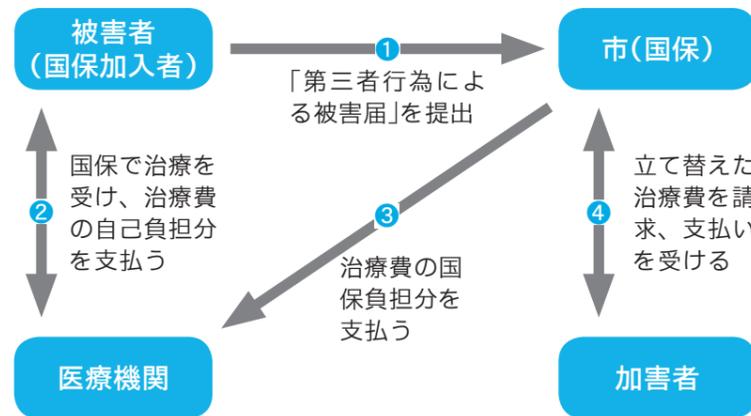
## 交通事故などのけがの治療に 国保の保険証を使用したいとき

### 「第三者行為による被害届」の提出を

第三者行為(\*)によるけがや病気の治療で国保の保険証を使いたい、または使ったときは市に「第三者行為による被害届」を提出する必要があります。

**\*第三者行為:** ▼交通事故 (同乗していた車の自損事故を含む) ▼暴力行為を受けた ▼他人が飼っているペットにかまれた ▼飲食店で食中毒に遭った など

本来、他人の行為だけがをし、病気になるたという場合の治療費は、加害者が負担するのが原則です。しかし加害者との間にトラブルがあったり、治療費をすぐに用意できなかったりと、治療を早く受けたいのに支払いのめどが立たない場合があります。



こうしたときに被害者救済のために治療費をいったん国保で立て替えることができます。国保が立て替えた治療費は、市が後から加害者へ請求します。

## 冬の事故に注意しましょう



冬期間は、凍結により歩行中に転倒したり、屋根の雪下ろし中に誤って転落したりする事故が発生します。

寒い季節の事故を防ぐため、事故の特徴や気を付けるポイントを覚えておきましょう。

### 凍結時のポイント

●「こんな場所」「こんなとき」は要注意

- 横断歩道の白線やマンホールのふたの上
- ロードヒーティングの切れ目
- 坂道(特に下り坂)
- 急いんだり焦ったりしているとき
- 両手がふさがっているとき
- 屋外から店内に入るとき
- お酒を飲んだ後

### 雪道の歩き方の基本

- 小さな歩幅で歩く
- 靴の裏全体を地面に付けて歩く
- 急がず、焦らず、ゆっくり歩く

### 除雪時のポイント

●除雪作業で起こりうる事故

- 屋根の雪下ろし作業中に転落した
- 雪を川や水路に捨てる時に転落した
- 屋根から落ちてきた雪塊で生き埋めになった
- 除雪機に腕を巻き込まれた
- 除雪機で飛ばした雪や氷が通行人に当たった

### 除雪時に心掛けること

- 除雪作業はできるだけ複数人で
- 靴やはしごには滑り止めを
- 無理な作業はしない
- 除雪機のトラブル時はエンジンを停止
- 万が一に備えて携帯電話を携行する

【問い合わせ】  
消防本部警防課(☎22・6124)

## 二十歳の門出をみんなで祝おう 成人式記念行事の準備が進んでいます

花巻市成人式は、式典と記念行事の2部構成で開催します。うち、記念行事の部は、新成人と来年度成人を迎える皆さんで構成される「花巻市成人式記念行事実行委員会」が企画や運営を行います。

実行委員会では、新成人の皆さんがこれまでの20年間を振り返り、お世話になった人に感謝や未来への決意を伝えるきっかけになるような企画を準備しています。

私たち花巻市成人式記念行事実行委員会は20歳20人、19歳13人の33人で式典の練習や記念行事の企画をしています。今回は令和最初の成人式です。皆さんの記憶に残るよう頑張りますので、楽しみにしてください。



※実行委員会ではtwitterやfacebook、Instagram(いずれもアカウント名は「花巻市成人式実行委員会」)で成人式に関する情報を配信していきます。ぜひチェックしてみてください!

### 令和元年度 花巻市成人式

- 日時 令和2年 1月11日(土)、午後2時
- 会場 文化会館大ホール

※平成11年4月2日~12年4月1日生まれの人に案内状をすでに送付しています。市外に転出した人などで出席を希望する場合は下記へお問い合わせください

【問い合わせ】  
本館生涯学習課(☎24-2111内線401)

「第三者行為による被害届」は治療を受ける前の届け出をお願いしますが、急を要する場合は治療を受けた後でも受け付けます。  
※▼けんかなど自身にもけがの原因がある場合は、国保が使えないことがあります▼交通事故の場合は必ず警察と加入している保険会社に連絡してください

### ■示談する前にご連絡ください

示談する場合は、必ず事前に市にご連絡ください。示談の内容によつては、市から加害者に治療費が請求できない場合や、けがをした被害者に給付ができない場合があります。

### ■届け出がないと

「第三者行為による被害届」の提出がない場合、市では第三者行為によるけがの治療ということが分かりません。そのため、加害者に治療費を請求できなくなってしまう。皆さんの保険税を大切に使うために、必ず届け出をお願いします。

### ■届け出に必要なもの

- 保険証
- 印鑑
- 本人確認書類(運転免許証など)
- 交通事故証明(交通事故の場合)
- 示談書(示談した場合)

### 「負傷原因報告書」の提出にご協力を

市では、医療機関から提出されるレセプト(診療報酬明細書)に基づき、治療内容から第三者行為が疑われる人に「負傷原因報告書」を送付しています。

第三者行為に該当しない人にも届く場合がありますが、届いたときはけがの原因について記入の上、提出をお願いします。

第三者行為に該当していた場合は、市の案内に従い、必要な手続きをとりましょう。

【問い合わせ・届け出】  
本館国保医療課(☎24・2111  
内線535)